

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成23年3月10日付けで包括外部監査人鶴川正樹氏から提出のあった平成22年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成24年3月26日

長野県監査委員 吉澤直亮
 同 田口敏子
 同 上野紘志
 同 風間辰一

- 1 監査の対象となった事件名
 指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営
- 2 措置の内容等

事項 (報告書の記載ページ)	監査の結果等(要旨)	措置等の内容(担当機関)
I 総論 指定管理者制度について		
公の施設のあり方と指定管理者制度の導入の検討【意見】 (p24)	<p>県では、総務部行政改革課が組織の定員管理を所管するとともに、指定管理者制度の制度運用を所管している。そして行政改革課は、指定管理者制度のガイドラインの設定とモニタリング結果の公表をしている。</p> <p>指定管理者制度の導入の可否については、行政改革の一環として、各所管課に任されているが、指定管理者制度に対する考え方には、所管課によってばらつきがあることも事実である。したがって、行政改革課としては、県全体の施設の管理のあり方を全庁的な視点から財務・人事担当課等と協議を行い、指定管理者制度の導入について所管課に提示するなど、指定管理者制度導入に関する主導権を持って推進すべきではないかと考える。</p> <p>特に、指定管理者制度の未導入施設については、施設のあり方を含めて、全庁的に検討する機会を設定して、一定の方向性を示すことが望まれる。</p>	<p>長野県行政・財政改革方針では、指定管理者制度の導入については、県が直接管理しなければならない特別な理由がある場合を除くすべての施設で導入の検討を行い、可能なものから順次導入するものとしています。</p> <p>特に、法令等の制約が解除され、新たに導入が可能となった施設については、導入の効果と課題を十分に見極める中で検討してまいります。</p> <p>なお、利用者の満足度や指定管理者の自由度の向上を図りつつ、施設の持つ本来の機能を十分に発揮できる望ましい制度運用のあり方についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
指定管理者制度の改善【意見】 (p24)	<p>県は、指定管理者制度の運用において、業務の特性を考慮して、指定管理期間の延長や公募型の指定管理者の導入などに努めているが、今後とも競争原理の導入、インセンティブの向上、より良い施設管理への改善の促進等に主導権を発揮することが望まれる。</p> <p>例えば、募集期間の確保(60日程度)、管理運営状況結果の次期選定への反映、指定期間の延長(最長10年)などが考えられる。</p>	<p>募集期間の確保については、応募者がいない場合の再公募期間も考慮し、現行の「1か月以上」を「50日程度」に延長します。</p> <p>また、管理運営状況結果の次期選定への反映については、当該指定管理施設を含む類似施設の管理運営状況を選定基準の必須項目とし、選定委員会においてその状況を確認することとします。</p> <p>指定期間の延長については、現行の「3～5年」を「原則5年」に延長し、業務の性質(専門性や継続性など)により更に延長若しくは短縮することとします。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
指定管理料の設定における人件費の取扱いについて【意見】 (p25)	<p>一般的に、指定管理者制度の問題点として経費削減の目的で指定管理者が低廉な給与水準で雇用することによる弊害が指摘されている。</p> <p>指定管理者制度を導入する場合には、同じ業務をより少ない人員で実行できるような革新的なノウハウが活用できるような場合は、人件費の削減に合理性があるといえる。しかしながら、人的サービスが中心の業務の場合は、指定管理料に含まれる人件費は、直営時の水準を維持するか、あるいは、少なくとも現状のサービス水準を維持できるだけの人員と業界水準の給与を確保するような仕組みを導入することが望まれる。</p>	<p>人件費の取扱いについては、指定管理者候補者の選定時に審査することを今後検討してまいります。</p> <p>具体的には、選定基準に人件費に係る事項を必須項目として入れ、申請者に人件費の積算根拠を提出してもらい、選定委員会において民間給与実態調査結果等と比較し、著しく低廉な額となっていないか確認することを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
直営から指定管理者制度への移行及び指定管理者の交代【指摘】 (p25)	<p>直営施設から指定管理者制度への移行(須坂青年の家、烏川溪谷緑地)、あるいは、指定管理者の交代(松本文化会館、社会福祉総合センター)において、引継ぎ時に予期せぬ問題が生じている事例があった。県としては、引継前に事前の調査を十分に行い、引継ぎに支障がないように対策を立てておくことが望ましい。</p>	<p>問題のあった事例をまとめ、全庁的に共有します。</p> <p>また、まとめた事例を参考に、引継ぎに当たっての注意事項等を作成します。</p> <p>施設の引継ぎに当たっては、県が必ず立ち会うこととし、事務的な引継ぎに当たっては、重要なものは県が必ず立ち会い、県が立ち会わない場合は引継ぎの都度、引継内容の提出を求め、課題の有無やその内容を確認することとします。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>

<p>県と市町村との役割分担【意見】 (p26)</p>	<p>市町村が指定管理者の場合、次の3つの選択肢を基に検討する必要があると考える。 【考え方1】指定管理料交付型(利用料金併用型と運営費交付型) 【考え方2】完全利用料金制 【考え方3】市町村への移管 県の指定管理者制度導入施設(34施設)のうち16施設が市町村の管理である。具体的には、勤労者福祉センター・運動場(10施設:考え方2の完全利用料金制を採用)、公園・ジャンプ競技場(4施設:考え方1の利用料金併用型)、青年の家・少年自然の家(2施設:考え方1の利用料金併用型)である。 市町村が指定管理者の場合、指定管理者制度の導入趣旨である民間活力の活用面で課題がある一方、地域連携、県の施策への貢献度合いがメリットとなる可能性がある県としては、上記の3つの選択肢を参考にしながら、中期的な施設のあり方を市町村と協議をすすめるながら検討することが重要である。</p>	<p>施設の種別により、あり方を整理検討し、対応してまいります。 都市公園については、引き続き移管に向けて協議を行います。勤労者福祉施設(勤労者福祉センター、戸倉野外趣味活動センター)については、指定管理者である市町村に施設を譲渡する方向で、今後の各施設の取扱いについて市町村と協議します。創造館については、施設の移管を地元自治体に打診しています。白馬ジャンプ競技場については、村と管理のあり方の方向性を協議しています。運動場(野球場)については、移管に向けた方向性を示します。青年の家、少年自然の家については、指定管理者制度を運用する中で、今後、地元自治体への協議を含め施設のあり方を検討してまいります。 また、信濃美術館については、庁内実務レベルで「信濃美術館のあり方検討会」を設置し引き続きあり方を検討してまいります。文化会館については、運営状況を把握し文化会館の役割を整理した上で、今後の施策展開のあり方を検討してまいります。 (行政改革課)</p>
<p>県の公の施設としての必要性【意見】 (p28)</p>	<p>特に、創造館、信濃美術館、文化会館、勤労者福祉センターについては、全庁的な視点から、施策の中での位置付けを明確にし、その必要性を見直すことが重要である。また、市町村との二重投資を回避することも必要である。</p>	
<p>公募・非公募の別とその決定手続の適正性及び非公募の理由は適正か【意見】 (p29)</p>	<p>県では非公募となる施設について、具体的な事例を用いて範囲を規定しているが、概念的な規定がある方がより明確になると考える。非公募とする場合、県の施策目的との連動性が高く、業務の専門性が高いことなどの考え方を明確化することが必要である。 また、非公募での選定の場合、透明性を確保するために、県が現在行っている行政改革課との協議、提案事業計画の公表と選定評価項目及び議事要旨の公表、管理運営状況評価結果の公表に加えて、県の施策に沿った事業の実施状況と指定管理者の寄与した度合いや内容を合わせて公表することを検討する必要がある。</p>	<p>非公募とする場合について、より明確に規定します。 県の施策に沿った事業の実施状況については、現行の管理運営状況の公表の中で記載することを今後検討してまいります。 指定管理者の寄与した度合いなどに関する外部評価については、今後検討してまいります。 (行政改革課)</p>
<p>基本協定書と仕様書等【意見】 (p30)</p>	<p>基本協定書等の作成は、施設の種別に応じたものとなっているが、各所管課に任されている面があるため、全庁的な視点で契約の内容の整合性のチェックをするような機能が必要ではないかと考える。 県が指定管理者に期待する施設の管理水準や自主事業については、できるだけ業務仕様書等で明記することにより、県の期待ギャップを解消し、指定管理者の行政評価の客観性を担保することができる。</p>	<p>募集開始時や協定締結前に協定書案を所管課から行政改革課に提出し、行政改革課において各施設に共通する内容の確認をすることとします。 管理水準については、仕様書に明記済みですが、自主事業についても、可能な限り、仕様書に明記することとします。 (行政改革課)</p>
<p>選定委員会の委員構成【意見】 (p31)</p>	<p>選定委員会の委員構成については、「原則5名以上として、必要に応じて専門的な知識を有する有識者を構成員とする」(ガイドライン)としている。しかしながら、選定委員会には、外観的な独立性や信頼性、事業を定性的に評価できる専門性も必要であることから、構成員の中に外部委員を入れることを必須とすることを検討することが望まれる。さらに、外部委員は過半数とすることが望ましい。</p>	<p>必ず有識者を含めた外部委員を構成員とすることとします。 外部委員の割合については、「原則過半数」を要件とします。 (行政改革課)</p>
<p>協定書の適切性～収入印紙の取扱い～【意見】 (p31)</p>	<p>県が指定管理者と締結する年度協定書について、非課税文書に該当するかどうか、県として所管税務署等に確認する必要がある。その上で指定管理者に通知することが必要である。</p>	<p>松本平広域公園については、税務署に問い合わせた結果、本協定書は非課税文書に該当する旨の回答を得、指定管理者は還付手続が済んでいます。 ガイドラインにおいて、その旨を規定します。 (行政改革課)</p>

<p>モニタリングにおいてサービス水準等を測定できる評価項目の設定【意見】(p31)</p>	<p>公募から最終評価までの流れ(公募⇒提案書⇒基本協定書⇒年次協定書⇒事業計画⇒年次評価⇒最終評価)の中で一貫した評価項目を指定管理者と協議しながら設定することが必要である。例えば、以下のような事項がある。</p> <p>① サービス水準の評価 県のモニタリングにおいて、指定管理者の業績評価とともにインセンティブの向上を図るために、契約から実施までの間において、サービス内容が具体的に指示されており、それが達成できたかどうか明確になるような詳細な規定が望まれる。</p> <p>② 定性的な外部評価の活用 文化芸術関連施設全般のモニタリングについて、定性評価が可能になるようなモニタリング指標を具体的に設定すべきであると考えられる。例えば、政策評価の外部委員会の活用も考えられる。</p> <p>③ 月次あるいは四半期報告の実施 知事等は指定管理者に対して月次や四半期ベースでの実績報告(利用者、利用料金、事業の収支状況、人員配置等を含む)を求めることができる。モニタリングの機能を強化し、早期に問題点を把握するためにも、月次あるいは四半期ベースでの実績報告の充実を図ることが望まれる。</p>	<p>「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」を改正することを今後検討します。</p> <p>具体的には、利用者満足度調査(利用者アンケート)について、利用者の声の的確に指定管理者と県に届き、より施設の管理運営に反映できるような仕組みを検討し、調査結果及び対応が必要な場合の対応状況を毎月指定管理者から県に報告するよう検討してまいります。</p> <p>また、県と指定管理者との意見交換の場を定期的に設置することを検討してまいります。</p> <p>外部評価については、今後、導入する方向で検討し、評価項目についても検討してまいります。 (行政改革課)</p>
<p>本社経費の取扱いについて【指摘】(p32)</p>	<p>① 本社経費の実態把握 一般に、法人においては、事業に直接要する経費(事業を実施するための人件費、物件費等)とは別に、本社や本部の総務や企画、経理等の事業に直接要しない経費(間接費)が発生しており、ここでは、そのような間接費を本社経費と呼ぶ。</p> <p>この本社経費の一部を、指定管理者の事業の経費としてどの程度認めるかが課題である。現在のところ、県のガイドラインには明確な規定がないため、施設によっては、収支差額の全額を本社経費に振り替えている場合もあるし、幾ら本社経費が含まれているかわからない場合もある。したがって、本社経費について、まずその実態把握に努める必要がある。</p> <p>② 剰余金の取扱い 剰余金の取扱いについて、基本協定書には、年度毎に指定管理料の精算をしない場合は、収支余剰を繰り越して、指定管理期間終了時に「指定期間中の総収入の5パーセント」を基準にして、それを超過する部分の2分の1を返還する旨の規定がある。本社経費の定義を明確にしないまま、このような規定だけで、剰余金の返還の実効性が担保されるかどうかは危ういところがある。</p> <p>③ 剰余金の精算と本社経費の取扱い 剰余金について一定の精算方式を採用するのであれば、県が本社経費として認める範囲と限度額を示す必要がある。</p> <p>④ 指定管理者の決算書の入手と分析 指定管理者の法人全体の決算書を入手して法人全体の財務状況を把握し、利益水準と本社経費とを比較することによって、本社経費の中にどの程度の利益が含まれているかを検証することが可能である。</p>	<p>本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。</p> <p>本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は、年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。 (行政改革課)</p>
<p>公の施設の老朽化に伴う大規模修繕計画等の作成と財政的裏付けの検討【意見】(p34)</p>	<p>施設によっては老朽化している所が少ない(信濃美術館、青年の家、少年自然の家等)。短期的には応急的な修繕が必要であるが、中長期的には施設の必要性を考慮した上で、大規模修繕計画・更新計画を作成し、財政的な裏付けが可能かどうか検討することが必要である。</p>	<p>平成23年12月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、具体的な取組を進めてまいります。 (行政改革課)</p>
<p>利用実績等データに基づく業績評価の実施【意見】(p34)</p>	<p>施設によっては、全体の利用者数は把握していても施設毎の実績が不明であったり、利用率(稼働率)が把握されていなかったりするところがある。また、利用者の属性(住居地等)も把握されていない所もある。</p> <p>個別施設の利用状況を把握し、指定管理者の業績評価を行い改善の道筋を検討するために、施設毎の利用者数や利用率等の実績データが必要である。</p>	<p>利用者満足度調査(利用者アンケート)において、利用者情報として「居住地」を追加することを検討してまいります。</p> <p>実績データについても可能な範囲で把握することとします。 (行政改革課)</p>

<p>指定管理者制度の課題</p> <p>事業運営(ソフト)の指定管理者制度の導入【意見】 (p36)</p>	<p>指定管理者制度は公の施設の管理に適用されるものであるが、事業運営(ソフト)に対して適用することも可能とすべきであると考えている。実態的には、例えば、複合施設において、施設の管理は行政が行い、事業運営は指定管理者を採用している事例もある(例えば、複合施設内の地区図書館等)。また、複合施設において、コンソーシアム(複数の企業体)により指定管理者制度を導入し、施設の管理はビル管理の会社が行い、図書館の運営は専門の会社が行うという事例もある。したがって、事業運営(ソフト)だけの指定管理者制度を認めることは実態的にも有用ではあると考えている。県として、国への提言あるいは特区の申請等を検討することが望まれる。</p>	<p>現在検討課題として想定されるものではありませんが、他制度との比較等、今後の研究課題としてまいります。</p> <p>(行政改革課)</p>
<p>指定管理者制度と雇用問題【意見】 (p37)</p>	<p>指定管理者制度の趣旨は、単なる人件費の削減ではなく、民間経営のノウハウやイノベーションによって、コスト削減とサービス向上を図るものである。</p> <p>指定管理料の計算にあたっては、人的サービスが中心の業務の場合、人件費は、直営の水準を維持するか、あるいは、少なくとも現状のサービス水準を維持できるだけの人員と業界水準の給与を確保する仕組みが必要であると考えている。また、指定管理期間については、通常は3～5年であるが、指定管理者の専門性と事業の継続性を維持するためには、職員の安定的な雇用が確保されることが必要であり、より長期の期間を設定することも効果がある。</p> <p>そして、指定管理者においても、任期付職員から正規職員になる機会を増やすなど雇用面への配慮も必要である。</p> <p>県としても、このような雇用面を配慮した指定管理者制度のあり方を国に提言するなど、働きかけることが望まれる。</p>	<p>人件費の取扱いについては、指定管理者候補者の選定時に審査することを今後検討してまいります。</p> <p>常勤・非常勤の実態把握や指定期間の延長なども含め、雇用面に配慮した制度運用に努めてまいります。</p> <p>また、指定管理者制度の導入に当たっては、既に導入している施設における導入の効果や課題を十分に検証し、効率性や経費削減のみではなく、住民サービスの向上の観点からの有効性や雇用労働条件への配慮について十分検討してまいります。</p> <p>今後、利用者の満足度や指定管理者の自由度の向上を図りつつ、施設の持つ本来の機能を十分に発揮できる望ましい制度運用のあり方を検討してまいります。</p> <p>(行政改革課)</p>
<p>II 指定管理者導入施設各論</p>		
<p>創造館</p> <p>創造館の位置付けの明確化について【意見】 (p51)</p>	<p>施設の所在地を中心とする地元の利用者が主体であること自体は、必ずしも施設の存在意義を低めるものではないが、一方で、広域行政を担うべき長野県が、厳しい財政状況の中、運営費を県費で賄うべき施設かどうかは疑問の余地がある。また、飯田創造館及び佐久創造館ともに、設置後30年程度が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。今後、県の文化施策の中における創造館の位置付けを見直し、その際、地元の市(飯田市、佐久市)への移管等も含めて、これまでの経緯等にとらわれず見直すことが重要である。</p>	<p>地域に密着し、地元利用者が多い創造館の地元市への移管は、地元市の厳しい財政状況等もあり早期の移管は困難ですが、引き続き地元市に施設の移管を打診してまいります。</p> <p>(生活文化課)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】 (p54)</p>	<p>創造館のような文化施設の場合、サービスの内容や文化芸術振興策の内容等に関して、より定性的な評価が必要となることから、該当する分野に知見を有する外部委員の増員を検討することが望ましいものとする。また、創造の森文化公園としての創造館の位置付けを重視するのであれば、内部委員であっても、都市計画課の職員も委員とすること等も望ましいものとする。</p>	<p>平成24年度からの新たな指定管理者の選定に当たり、指定管理者選定委員会の外部委員を1名から3名に増員するとともに、都市計画課の職員を内部委員としました。</p> <p>(生活文化課)</p>
<p>指定管理料の算定は適切か～指定管理料の上限額の設定について～(飯田創造館)【意見】 (p54)</p>	<p>平成19年度及び平成20年度の指定管理業務に係る収支差額は6,000千円を超える赤字となっている。また、平成21年度より新たな指定管理期間となったが、この水準が継続している(平成21年度:26,709千円)。</p> <p>平成21年度以降の指定管理期間における指定管理者の公募に際して、マイナスの収支差額が生じている実績について、どの程度、要因の把握がなされ、指定管理料の上限額の設定に反映されたか疑問である。指定管理者の公募に際しては、実績額を精査し、潜在的な指定管理者が排除されないよう、指定管理料の上限額を設定する必要がある。</p>	<p>平成24年度からの新たな指定管理者の公募を行うに当たり、現在の指定管理者の収支実績額の内容を精査した上で、指定管理料の上限額を設定しました。</p> <p>(生活文化課)</p>

<p>施設の管理運営は適切か～館長室の利用について～(佐久創造館)【指摘】(p55)</p>	<p>館長室は条例上、貸出対象となっていないが、現在、館長室として利用しておらず、空室となっていることから、他の貸室が満室の場合、無料にて利用させている実態が数件あった。今後、施設の貸出しについては、条例に定めた範囲にて行い、利用者間の公平性等を損なわないよう適切な運用を徹底する必要がある。</p>	<p>今後の施設貸出しについては、館長室の貸出しを含め、利用者の公平性等を損なうことのないよう適切な運用を図るよう指導を徹底しました。(生活文化課)</p>
<p>施設の収支状況について～本社経費の取扱いについて～(創造館共通)【指摘】(p55)</p>	<p>本社経費として認める範囲等について、所管課から指定管理者に対して指示等がなされていないことから、各指定管理者の裁量で計上されている。基本協定書において、剰余金の返還規定があるが、本社経費が各指定管理者の裁量で計上できる場合、指定管理業務にて生じた剰余金を正確に把握することは困難である。早急に、本社経費の考え方を全庁的に整理するとともに、指定管理者に通知する必要がある。</p>	<p>本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。(生活文化課)</p>
<p>指定管理者による自己評価と県によるモニタリング～自己評価の評価項目について～(創造館共通)【意見】(p57)</p>	<p>県は、モニタリングの一環として、事業報告書とともに、「自己評価・チェックリスト」の提出を毎年度受けている。この「自己評価・チェックリスト」は、一部に自己評価の項目とする意義の薄い評価項目が存在したり、どちらの創造館でも共通的に設定されても良い評価項目が、一方の創造館のみに設定されているもの等がある。この「自己評価・チェックリスト」の提出を受けて、県がどのように評価するかが明確に位置付けられていないため、結果的に、活用がなされていない。今後、評価項目を見直し、実態に即した評価項目とするとともに、その評価結果を県のモニタリングに活かすよう、業務の中でルール化する必要があるものとする。</p>	<p>平成22年度の実績評価から、提案内容及び事業計画と実績が比較検討できるように「自己評価チェックリスト」の項目の見直しを行いました。指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、指定管理期間中の事業計画に反映させることとしました。(生活文化課)</p>
<p>信濃美術館</p>		
<p>信濃美術館のあり方について【意見】(p62)</p>	<p>信濃美術館については、美術館機能を十分に発揮させるためには、早急に、建て替えを含む大規模改修等が必要であるが、その要否を決定する際には、長野県中期総合計画や長野県文化芸術振興指針にあるとおり、信濃美術館のあり方を検討し、再度、長野県の文化施策の中での信濃美術館の位置付け及びその目的を明確化することが必要である。</p>	<p>平成23年4月に庁内実務レベルにより設置した「信濃美術館のあり方検討会」の中で、引き続き検討を進めます。(生活文化課)</p>
<p>信濃美術館の今後の運営主体等の検討について【意見】(p63)</p>	<p>財団法人長野県文化振興事業団が指定管理者に選定されているが、施設の性質上、非公募の扱いとされている。これは、従前より信濃美術館の運営管理を受託してきた実績から、美術館の運営に関するノウハウや経験等の蓄積があるものと判断してなされているものである。今後、非公募とする条件として、美術館職員として十分な人材育成戦略の策定を求めるとともに、それを担保するために、必要に応じて、継続的な雇用契約の実現を要請すること等も検討の余地があるものとする。</p>	<p>美術に関する資料の収集、保管、展示により一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するためには、相当の知識及び経験を有する職員が必要ですが、非公募として選定する条件については、財団法人長野県文化振興事業団の組織運営にも関わることから、平成25年中に予定している次回の指定管理者選定に向けて検討します。(生活文化課)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】(p65)</p>	<p>信濃美術館のような文化施設の場合、サービスの内容や文化芸術振興策の内容等に関して、より定性的な評価が必要となることから、該当する分野に知見を有する外部委員の増員を検討することが望ましいものとする。</p>	<p>有識者を含めた外部委員を増員し、外部委員の割合を過半数とします。(生活文化課)</p>
<p>施設の収支状況～本社経費について～【指摘】(p66)</p>	<p>本社経費として認める範囲等について、所管課から指定管理者に対して指示等がなされていないことから、各指定管理者の裁量で計上されている。したがって、県として、実態調査を行い、統一的な見解を示す必要がある。例えば、財団法人長野県文化振興事業団では、平成21年度においては、各指定管理業務等から合計で115,851,264円が「事務局」に振り替えられ、結果として、各指定管理業務等の区分においては剰余金が生じていない。しかしながら、「事務局」の会計区分では、共通的な管理支出を差し引いた後になお65,822,583円の剰余金が生じており、この中には、信濃美術館の指定管理業務から生じた剰余金相当額も含まれているものと考えられる。</p>	<p>本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は、年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。(生活文化課)</p>

<p>サービスの向上への取組 ～利用者数の目標管理について～【意見】 (p68)</p>	<p>平成21年度～平成25年度を対象期間とした目標入館者数は、平成16年度の入館者数(展覧会入場者数:121,400人)を基礎として、平成25年度までに、その10パーセントの増加を目標とした値を設定している。しかしながら、直前の指定管理期間(平成18年度～平成20年度)の平均利用者数は161,236人であり、企画展や御開帳等の変動要因を考慮したとしても、相当程度、低い水準の目標設定となっている。管理指標としての入館者数は、年度毎に実績(実績)に応じて見直す必要がある。</p>	<p>指定管理者の目標入館者数の設定方法について、過去の入館者実績や企画展の概要等から、目標設定が適正な水準か確認し、年度当初の事業計画に反映させることとします。 (生活文化課)</p>
<p>サービスの向上への取組 ～共催展の契約方法について～【意見】 (p69)</p>	<p>年4回の企画展のうち、半数の2回は、新聞社やテレビ局等との共催展としている。その際の共催者との契約においては、開催経費は共催者が負担する代わりに、当該共催展の入場料収入及び関連グッズの販売収入は共催者の取り分とすることとなっている。加えて、いずれの共催展においても、信濃美術館側は250万円の資金拠出を行うこととしている。 しかしながら、企画展によっては、事前に多数の入場者数が見込まれるものもあり、信濃美術館は、長野市内で唯一の相対的に規模の大きな企画展を開催できる美術館であることから、250万円の資金拠出の減額や入場料収入の一定割合を信濃美術館の取り分とする契約に変更する余地があるものと考えられる。</p>	<p>共催展の開催経費の負担方法は、指定管理者と共催者間の契約であることや、共催展の内容等によって収支が異なることから、契約方法の見直しについては、今後、指定管理者とともに研究します。 (生活文化課)</p>
<p>サービスの向上への取組 ～駐車場の有料化について～【意見】 (p70)</p>	<p>信濃美術館の敷地は、長野市から無償貸与を受けており、かつ、隣接する長野市が管理する公園の駐車場も兼ねていることから、早急な有料化は困難と推測されるが、信濃美術館の建て替え若しくは大規模改修に併せて、有料化についても検討することが望ましいものと考ええる。</p>	<p>信濃美術館利用者以外の駐車場利用については、周辺施設の設置する駐車場環境もあることから、隣接する施設等と駐車場のあり方について、今後の研究課題とします。 (生活文化課)</p>
<p>モニタリング～自己評価 の評価項目について～【意見】 (p71)</p>	<p>「信濃美術館自己評価・チェックリスト」を有効に活用するためにも、評価項目を見直し、実態に即した評価項目とするとともに、その評価結果を長野県のモニタリングに活かすよう、業務の中でルール化する必要があるものと考ええる。また、今後、長野県の文化施策の中における信濃美術館の位置付けが見直された際には、適宜、評価項目も合わせて見直すことが必要である。</p>	<p>平成22年度の実績評価から、提案内容及び事業計画と実績が比較検討できるように「自己評価チェックリスト」の項目の見直しを行いました。 指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、指定管理期間中の事業計画に反映させることとしました。 また、美術館のあり方検討委員会において信濃美術館の位置付けが見直された際には、評価項目の見直しを行います。 (生活文化課)</p>
<p>文化会館</p>		
<p>県と市町村との役割が明確になっているか～県立文化会館と市立文化会館との役割分担～【意見】 (p79)</p>	<p>平成21年度の文化会館の稼働率は、松本文化会館は80.0パーセント、ホクト文化ホールは70.0パーセント、伊那文化会館は56.1パーセントである。短期的には、伊那文化会館のような稼働率の低い館の稼働率向上を図ることが必要である。中長期的には、市立文化会館との役割分担を明確にし、県立文化会館は広域的な施設(ハード)としての役割を果たすとともに、県の文化施策(ソフト事業)の中での地域貢献の成果を明確にできるように努める必要がある。</p>	<p>伊那文化会館利用者の多くは、地域の芸術文化団体なので、芸術文化団体との関係を強化し、共同企画等の事業展開により利用率の向上を図ります。 また、伊那文化会館の強みである舞台機能や専門スタッフの充実を広報し利用率の向上につなげます。 市立文化会館との役割分担については、県立文化会館の地域貢献の度合いや運営状況を把握するとともに、市立文化会館との連携、調整を図りながら、地域の文化芸術活動を支える拠点施設としての役割を果たすよう努めてまいります。 (生活文化課)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】 (p81)</p>	<p>文化会館のサービスの定性的評価を行うという観点からは、外部委員の増員を検討することが望ましい。</p>	<p>有識者を含めた外部委員を増員し、外部委員の割合を過半数とします。 (生活文化課)</p>
<p>条例、協定書の内容は適切か～指定管理期間について～【意見】 (p82)</p>	<p>文化会館の管理には専門的な技術が必要とすることから、専門職員の育成を考慮して、平成21年度からの第2回目の指定管理期間については、前回の3年から5年に延長した。指定管理期間については、競争性、公平性の観点を重視すると短い方が望ましいが、業務の専門性、専門職員の育成、行政施策との連携という観点からは、長い方が望ましい。期間の延長について、その要件も含めて、引き続き検討することが望まれる。</p>	<p>指定管理期間の延長については、競争性、公平性の観点や業務の専門性等を考慮し、平成25年中に予定している次の指定管理者の募集までに検討します。 (生活文化課)</p>
<p>施設の管理運営は適切か～大規模修繕等計画について～【意見】 (p82)</p>	<p>平成23年度以降の修繕費予定額は計画値であって、財務的裏付けがあるものではない。したがって、県として、施設の必要性の検討を前提として、大規模修繕計画の策定と財政的な実行可能性を検討する必要がある。</p>	<p>平成23年12月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、具体的な取組を進めていきます。 (生活文化課)</p>

<p>施設の管理運営は適切か～指定管理者の引継ぎについて～【指摘】 (p83)</p>	<p>前指定管理者から現指定管理者への引継ぎには、退去のタイミング、備品の引継ぎなどの問題があり、4月1日からの業務開始に支障が生じた。また、利用料金は収納した事業者に帰属するため、指定管理者が変更する場合は、料金の収納に関するトラブルについても、配慮しなくてはならない。指定管理者が変更になる場合には、引継ぎがスムーズに行われるよう、県による事前と事後のチェックが必要である。</p>	<p>問題のあった事例をまとめ、全庁的に共有します。 また、まとめた事例を参考に、引継ぎに当たっての注意事項等を作成します。 施設の引継ぎに当たっては、県が必ず立ち会うこととし、事務的な引継ぎに当たっては、重要なものは県が必ず立ち会い、県が立ち会わない場合は引継ぎの都度、引継ぎ内容の提出を求め、課題の有無やその内容を確認することとします。 (生活文化課)</p>
<p>サービスの向上への取組について～自己評価チェックリストの活用～【意見】 (p83)</p>	<p>指定管理者は文化施設の標準的な評価チェックシートを用いて自己評価を行っている。しかしながら、その自己評価を受けて県がどのように業績を評価するかが明確に位置付けられていない。今後、業績評価のあり方を具体的に検討する必要がある。県と指定管理者が協議して、文化会館の利用者サービスの質的な評価あるいは県の文化施策への貢献を評価できるような業績指標の開発を行うことが必要である。</p>	<p>平成22年度の実績評価から、提案内容及び事業計画と実績が比較検討できるように「自己評価チェックリスト」の項目の見直しを行いました。 指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、指定管理期間中の事業計画に反映させることとしました。 また、県の文化施策への貢献を評価するための業績指標を指定管理者と検討します。 (生活文化課)</p>
<p>本社経費等の取扱いは適切か【指摘】 (p84)</p>	<p>指定管理者において、文化会館で生じる剰余金は、本社経費として振り替えられている。そのため、まず本社経費の実態を把握することが必要である。 平成21年度には、松本文化会館では32,264千円、ホクト文化ホールでは28,197千円、伊那文化会館では34,051千円(うち一般会計から32,128千円)が、本社経費として振り替えられている。指定管理料の算定に当たっては、県が本社経費として認める範囲と限度額を示すべきである。本社経費についての実態を把握し、県の考え方を示すことが必要である。</p>	<p>本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。 本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。 (生活文化課)</p>
<p>文化会館の事業分析～貸館事業の費用対効果～【意見】 (p87)</p>	<p>文化会館の管理運営は指定管理者が行っているが、文化会館の建物などの固定資産は県が所有している。県には建物の保有コストとして、減価償却費が発生しており、地方債の金利費用を負担している。貸館事業のフルコストは、松本文化会館が392,195千円、ホクト文化ホールが418,183千円、伊那文化会館が258,353千円である。 貸館事業のコストは、利用日数にかかわらず固定費として発生している。したがって、利用率の向上が課題となる。利用料金を得ることができるようなイベントを招致することとともに、無料であっても、利用者を増やし文化会館の有効利用を図ることが必要である。また、剰余金の利用者還元を考慮してもよいのではないかと考える。</p>	<p>貸館事業の招致と併せ、地域と連携した自主事業を企画、実施し、利用率の向上に努めていますが、更なる自主事業の展開を事業団に求めてまいります。 (生活文化課)</p>
<p>貸館事業のコストと利用料収入【意見】 (p90)</p>	<p>貸館事業のフルコストに対して、利用料収入は松本文化会館が65,796千円、ホクト文化ホールが102,740千円、伊那文化会館が22,463千円である。貸館事業のフルコストから利用料収入を差引いて算定した貸館業務の純コストは、それぞれ326,399千円、315,442千円、235,890千円である。いずれの施設も、コストが収入を大幅に上回っている。 貸館事業の課題としては、イベント業者が採算の取れる演目でしかホールを利用しないことである。 貸館事業の費用対効果を高めるためには、自主事業のより一層の充実を図ることや、地域との連携をより深めることなどにより、利用率を向上させることが望まれる。</p>	<p>貸館コストは固定的に発生しており、費用対効果を高めるには利用率の向上が不可欠ですので、芸術文化団体との共同企画等の事業展開など、地域との連携を深めた自主事業を盛り込み、利用率の向上が図られるよう、指定管理者と協議します。 (生活文化課)</p>
<p>利用料金は妥当な設定となっているか～自主事業の効果の向上～【意見】 (p91)</p>	<p>自主事業の収入によるコストカバー率は、3館でまちまちであるが、いずれも低い。営利を目的としないとはいえ、文化振興のための料金優遇の方針と、適正な料金水準のあり方について、明確な方針が必要と考える。 また、自主事業については、文化政策的な判断で、地域連携を重視し、利用料金を減免しているケースも少なくない。そのような地域貢献について、文化会館の業績評価として評点し、公表することを検討することが必要である。</p>	<p>文化振興のための利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、指定管理者と検討します。 指定管理者が実施する、地域振興や人材育成を目的とした地域貢献のための自主事業については、事業報告や自己評価チェックシートに基づき評価を行い、管理運営状況の評価に反映させて公表しています。 (生活文化課)</p>

<p>指定管理者へのサービス要求水準について【意見】 (p92)</p>	<p>県が指定管理者に期待する施設の管理水準や自主事業については、県の意向を正しく伝え、指定管理者が一定水準以上の業務を行えるように、具体的な業務仕様書を作成することが重要である。具体的な業務仕様書とするためには、県が業務内容について、定期的に指定管理者と協議して、仕様書の内容を合意していくことが求められる。具体的な業務仕様書による業務の明確化は、指定管理者にとっても、業務達成度の評価基準が明らかになり、インセンティブになるものである。</p>	<p>指定管理者と施設管理に必要な水準を協議し、一定水準以上の管理水準が確保されるための管理仕様書の具体的な内容について、平成25年中に予定している今回の指定管理者の募集に向けて検討します。 (生活文化課)</p>
<p>勤労者福祉センター</p>		
<p>県と市町との役割が明確になっているか(勤労者福祉センター共通)【意見】 (p104)</p>	<p>県には、勤労者福祉センターが6施設あるが、実質的には市町の負担で運営されている(完全利用料金制)。 『県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る指定管理者意向等調査』の結果によれば、現行の完全利用料金制の維持に賛成している市町は3施設、市町への移管に理解を示している市町は2施設、その他は2施設であった。役割分担の見直しに関する市町の意見はそれぞれの事情によって異なっている。 市町に譲渡する場合には、修繕や施設改善に要する大規模な経費を県がどう担保するのかといった課題や市町の財政状況等への懸念が課題である。そのため、県と市町との建設的な協議を継続することが重要である。</p>	<p>労働問題審議会の「県立勤労者福祉施設の在り方について」に基づき、次期の指定管理期間(平成24～26年度)を協議と移管に向けた準備期間として、市町と譲渡について協議を進めていくこととしました。 なお、移譲、移管に関する市町の考えは様々ですが、移譲に先立ち利用者の安全・快適な施設利用に必要な改修、修繕は県が行うなど、市町の当面の負担の軽減に配慮することにより受入れを促していく予定です。 (労働雇用課)</p>
<p>施設の移管などについて【意見】 (p108)</p>	<p>県が勤労者福祉センターを整備し市町が運営してきたという歴史的経緯は尊重されるべきものの、県が施設を今後も保有すべき合理的理由を見出すことができない。県は施設を廃止するか若しくは市町に譲渡するか等を検討する必要がある。 なお、県立勤労者福祉施設在り方検討に係る専門委員会が設置されており、円滑な制度改革を促すためにも専門家による適切な審議を見守るべきと考える。</p>	<p>労働問題審議会の「県立勤労者福祉施設在り方検討に係る専門委員会」において検討を進めてきましたが、総体としては施設の閉鎖・廃止を直ちに検討しなければならぬ状況にあるとは認められないため、指定管理者である市町に譲渡することを基本として市町と協議を進めていく、との基本的な考え方を労働問題審議会に報告し、了承されたところであります。 県としては、この方針に沿って、市町と譲渡に関する協議を進めていく予定です。 (労働雇用課)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】 (p110)</p>	<p>選定の可否を決定する委員6人の選定委員会には外部委員が含まれていない。また採点基準はあるものの、明文化された合格点は定められていなかった。利用者の視点を代弁する外部委員の選任等や合格基準の明文化が必要である。</p>	<p>次期指定管理者(平成24～26年度)の選定に当たっては、外部委員を3名依頼し、合計9名の選定委員としました。 合格基準(合格点)については、選定委員会において、概ね60点と定めましたが、県の指定管理制度導入施設で統一する必要があるため、今後全局的に設定をします。 (労働雇用課)</p>
<p>県によるモニタリングが適切に行われているか(勤労者福祉センター共通)【意見】 (p111)</p>	<p>県が、平成22年に『県立勤労者福祉施設利用実態調査』を実施したことにより、利用団体や当該団体の利用実態などが明らかになった。今後とも、定期的に指定管理者が利用団体の種類や利用目的等を調査し、利用者の実態把握の充実に努め、改善につながるよう定期的にモニタリングすべきである。 業務報告書等の中に「施設運営費」や「利用者満足度」の経年比較や団体間比較、あるいはあるべき目標値との比較を盛り込むことも必要である。また非公募の施設であることから、県の施策への貢献度をモニタリングすることも必要であると考え。</p>	<p>利用団体、利用実態の調査については、今後も指定管理者に大きな負担がかからない方法を検討しながら、必要に応じて実施します。 また、業務報告書については、平成23年度の報告書からは、施設運営費等の項目について、経年比較できるよう検討してまいります。 (労働雇用課)</p>
<p>指定管理者による管理運営コストの計算手法の見直しについて【意見】 (p112)</p>	<p>県は、統一された人件費の計算方法を指定管理者へ指導し、各センターの人件費を含んだ管理運営コスト一覧を公表する必要があると思われる。コスト計算方法を統一することにより厳密に各センターのコストを比較することが可能となり、各センターにおいてコスト削減のインセンティブが働くことが期待される。</p>	<p>管理運営コストの比較ができるよう、人件費として算入する経費、指定管理業務の計算方法を見直してまいります。 (労働雇用課)</p>

<p>施設の管理運営～事務室等の利用について～(松本勤労者福祉センター)【意見】 (p114)</p>	<p>松本市の労政課が1階事務室を利用しており、労政課の本来業務と、指定管理者として施設運営業務の両方を行っている。また2階の相談室を松本市が無償で使用している。設置条例上音楽室である部屋が実際にはほとんど会議室として利用されていた。事務室等の利用については県と市との間で再整理する必要がある。</p>	<p>松本勤労者福祉センターの1階事務室の松本市労政課の本来業務使用部分及び2階相談室使用部分については、松本市と調整して、市に行政財産目的外使用を許可することとし、財産管理の取扱いを適正化しました。 また、音楽室は音楽のための使用申込みは少ない状況ですが、音楽室としての機能を有しているため、申込みのあった場合は優先的に対応してまいります。 (労働雇用課)</p>
<p>施設の管理運営～備品管理について～(松本勤労者福祉センター)【意見】 (p114)</p>	<p>パラリンピックで使用した運動機器が備品シール無しのまま勤労者福祉センターに設置されていた。同設備はパラリンピック組織委員会から県に譲渡されたものと推測されるが、他の備品同様に備品シールを添付するとともに、必要な備品管理台帳を整備し、帳簿上の備品が実際に存在しているのか確認する照合を定期的に行う必要がある。</p>	<p>運動機器の経緯について書類等を確認した結果、県が借用している物品であり備品ではないため、借入物品のラベルを貼付し、借入物品として管理をします。 また、備品についても定期的に備品台帳と照合を実施します。 (労働雇用課)</p>
<p>松本平広域公園</p>		
<p>指定管理者制度導入の合理性～大型複合施設の指定管理者の効果～【意見】 (p118)</p>	<p>松本平広域公園の指定管理者は純粋な民間企業であるが、現状では民間企業による特段の不都合やデメリットは生じておらず、指定管理者制度を導入して成果を上げている事例と思われる。ただし、計画と実績の対比、個々の施設の利用状況、指定管理者の間接経費の取扱い、指定管理者の評価等、個々の事務については見直すべき事項が見受けられる。</p>	<p>個々の事務の見直しについては、「選定委員会の構成について」以下に記載のとおりです。 (都市計画課)</p>
<p>選定委員会の構成について【意見】 (p120)</p>	<p>松本平広域公園を所管する都市計画課は、平成22年度から指定管理期間が始まる烏川溪谷緑地の指定管理者の選定委員会においては外部者の比率を高めている。松本平広域公園も、次回の選定の際には外部者の比率を高める必要がある。</p>	<p>平成23年度に行った5公園の指定管理者の選定に際しては有識者を含めた外部委員を半数としています。 平成26年度からの松本平広域公園の指定管理者選定の際にも有識者を含めた外部委員を過半数とします。 (都市計画課)</p>
<p>協定書の適切性～収入印紙の取扱い～【意見】 (p121)</p>	<p>指定管理者と締結する年度協定書については、従前、印紙税法上の課税文書として取り扱っていたが、年度協定書は記載内容によっては課税文書に該当しない可能性がある。非課税文書であれば、納付した印紙税の還付を受けることができる可能性が高い。 非課税文書に該当するかどうかは所管税務署等に確認する必要がある。まず県として、税務署の見解を確認する必要がある。その上で指定管理者に対して速やかに連絡を取り、協定書が非課税文書と判断され、納付した印紙税の還付を受けることができる可能性が高い旨を伝える必要がある。</p>	<p>税務署に問い合わせた結果、本協定書は非課税文書に該当する旨の回答を得、指定管理者は還付手続が済んでいます。 (都市計画課)</p>
<p>事業報告書の妥当性～計画と実績の対比～【意見】 (p123)</p>	<p>詳細な事業計画書と実績報告書を作成しているが、実績報告書の形式が事業計画と対比する形となっていない。そのため、計画に対してどの程度の実績を上げているのかを把握しづらい。実績報告書は事業計画書の記載内容と対比した形式とすることが望ましい。</p>	<p>平成22年度の実績報告書においては、管理業務や自主事業の実施回数、参加人数などが事業計画に対比する形式としています。 今後も、計画に対する実績が把握しやすい実績報告を求めていきます。 (都市計画課)</p>
<p>サービス向上への取組～施設別の利用状況～【意見】 (p123)</p>	<p>稼働率の低い施設として、例えば、相撲競技場は、平成21年度の利用状況を見ると10月に専用利用があったのみである。利用状況が芳しくないのは指定管理者の責任ではなく、そもそも十分なニーズが期待できる施設なのかという根本的な問題がある。しかしながら、施設を設置した以上、県と指定管理者が協力して、稼働率の上昇に努めていく必要がある。</p>	<p>相撲人口が少ない中、稼働率を上げることは困難と考えますが、指定管理者と相談しつつ、利用の向上に努めています。 今後も、指定管理者と協力して、稼働率の上昇に努めていきます。 (都市計画課)</p>

<p>県によるモニタリングの適切性【意見】 (p124)</p>	<p>松本平広域公園には様々な施設が設置されているが、県の現在の指定管理者に対する評価の考え方は、それら施設を総括して、施設全体を通して、指定管理業務が「是」か「非」かを判断していることになる。個々の施設についても可能な限り、評価を行っていく必要がある。</p> <p>個々の施設を評価する大きな目的は、指定管理者の業務の「是非」を判断するのではなく、現状の問題点を把握し、今後の管理運営に役立てていくことである。少なくとも、有料施設については、客観的な数値で評価を行い、変動要因の影響の有無や、問題点の有無を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>全庁的な指摘事項とされている事項であるため、今後、行政改革課による「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」の改正内容に基づき、対応を検討します。</p> <p>(都市計画課)</p>
<p>本社経費の取扱いについて【指摘】 (p125)</p>	<p>指定管理者となる法人の本社経費(間接経費)は一定程度であれば指定管理料で賄うことは認められると考えるが、指定管理料で認められる本社経費の範囲と限度額が問題となる。</p> <p>現状において、TOYBOXが県に提出している実績報告書には、これら本社経費が明示されていない。そのため、指定管理者が指定管理業務の中で本社経費をどのように取り扱っているのかが不明確となっている。</p> <p>県は指定管理者と本社経費の範囲及び額の考え方を明確にし、また、指定管理者が事業年度終了後に県に提出する実績報告書では、本社経費の額を明示しておくよう、指定管理者に要請しておく必要がある。</p>	<p>本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。</p> <p>本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は、年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。</p> <p>(都市計画課)</p>
<p>烏川溪谷緑地</p>		
<p>指定管理者制度導入の合理性～指定管理者のモチベーションの維持に向けて～【意見】 (p139)</p>	<p>指定管理者制度導入後も、安曇野建設事務所勤務する県の常勤職員2人が烏川溪谷緑地の管理運営に携わっている。この2人は指定管理者制度に移行後、指定管理者と「烏川溪谷緑地市民会議」の調整・連携等に必要な人員であるが、この人件費(13,256千円)と指定管理料(32,500千円)の合計額は45,756千円となり、平成20年度の直接経費(43,997千円)を1,759千円上回っており、平成21年度の直接経費(45,686千円)とほぼ同額である。</p> <p>平成22年度は指定管理者制度に移行した初年度であり、県職員の関与の必要性も高いと思われるが、将来的には人員配置の見直しが求められている。</p> <p>平成22年度の指定管理料は指定管理者の提示額をベースとしているが、提示額は指定管理者が実際に業務を開始する前に積算した額である。実際に業務を開始して、その業務内容が指定管理料とバランスしているかどうか、平成22年度終了後、県は改めて検証する必要がある。</p>	<p>安曇野建設事務所勤務する県の常勤職員2名については、平成24年度から組織改正の上、減員します。</p> <p>平成22年度の指定管理料は、県の提案額を160万円下回る額でしたが、県が示した仕様書と平成22年度の実績報告書の内容を比較すると、全ての業務において実施回数が満たされ、トイレ清掃や植物管理においては、仕様書以上の実績となっています。</p> <p>なお、収支状況は、ほぼ同額であり、業務を実施するに当たり、効率的な運営をすることにより経費の削減がされており、指定管理料とバランスがとれています。</p> <p>(都市計画課)</p>
<p>市民会議への対応について【意見】 (p141)</p>	<p>県としては、指定管理者制度を導入したことで、烏川溪谷緑地の管理運営は市民会議と指定管理者に任せたまにするのではなく、指定管理者のモチベーションの維持に配慮し、市民会議と指定管理者の関係について、今後も十分に留意していく必要がある。</p>	<p>業務の実施に当たっては、指定管理者及び市民会議との調整を密に行い、支障なく実施しています。</p> <p>引き続き、県が関与し、市民会議と指定管理者との適正な関係づくりに努め、良好な緑地管理の維持を図っていきます。</p> <p>(都市計画課)</p>
<p>指定管理者制度導入の効果の見極め【意見】 (p145)</p>	<p>平成22年度から指定管理者制度を導入しているのですが、その効果については監査時点では明確できていないが、平成22年度終了後、サービス内容がどのように変化したのか、また、コストがどの程度削減されたのか、県は正確に把握しておく必要がある。さらに、制度導入の効果については適切に情報開示しておくことが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度を導入した効果を検証した結果、植物管理を委託から直営にしたことにより職員数が増え、更に全職員が維持管理業務に対応することするなど、迅速で細かなサービスができています。</p> <p>また、指定管理者が調整役として有効に機能し、市民の要望や公園の状況を管理に反映させやすい体制になるなど良好な管理運営が行われています。</p> <p>今後も、制度導入の効果について正確に把握していきます。</p> <p>制度導入効果の情報開示については、県ホームページへの管理運営状況評価シート(県統一様式)掲載により行います。</p> <p>(都市計画課)</p>